

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、蟹江町が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、蟹江町において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 蟹江町が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年4月15日までに、蟹江町が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

裏面に続く

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できる通帳や
キャッシュカードの写し

（２．受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（２．受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※運転免許証、個人番号カード（表面）、パスポート等の顔写真のある本人確認書類のいずれかの写し